

# 岐阜市歴史博物館電気需給仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 岐阜市歴史博物館で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市大宮町2丁目18番地1
- (3) 供給建物 岐阜市歴史博物館
- (4) 業種及び用途 官公庁（博物館）

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式等
  - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
  - イ 標準電圧 6, 600V
  - ウ 標準周波数 60Hz
  - エ 非常用自家発電設備 200kVA 220V 系統連系なし
  - オ 受電設備容量 825kVA
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
  - ア 別紙のとおり
- (3) 供給期間
  - 令和6年12月の検針日から令和7年12月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
  - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
  - イ 検針日 3日 午前0:00
- (5) 需給地点及び責任分界点
  - 岐阜市歴史博物館の構内引込第1柱上開閉器
- (6) 電気工作物の財産分界点
  - 需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
  - 需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

## 3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
  - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
  - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）  
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く。）
  - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
  - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
  - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
  - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
  - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、キロワットとし、小数点以下を四捨五入する。
  - ク 使用電力量の単位は、キロワット時とし、小数点以下を四捨五入する。

- ケ 力率の単位は、パーセントとし小数点以下を四捨五入する。
- コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 電気料金の請求及び支払い
- ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。
- イ 毎月の請求書等は書面により岐阜市歴史博物館へ送付すること。WEBでの送付は不可とする。
- ウ 支払いは納付書による入金のほか、指定口座への振込みとする。
- (3) 現在の供給業者  
岐阜電力株式会社
- (4) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

ぎふ魅力づくり推進部歴史博物館  
企画管理係 横井  
電話：058-265-0010

## 予定使用電力量等

供給年月		使用電力量(kWh)			
		平日 (その他季)	平日 (夏季)	休日	合計
令和6年	12月	65,000		35,000	100,000
令和7年	1月	65,000		35,000	100,000
令和7年	2月	75,000		35,000	110,000
令和7年	3月	65,000		35,000	100,000
令和7年	4月	75,000		35,000	110,000
令和7年	5月	65,000		35,000	100,000
令和7年	6月	75,000		35,000	110,000
令和7年	7月		65,000	35,000	100,000
令和7年	8月		75,000	35,000	110,000
令和7年	9月		75,000	35,000	110,000
令和7年	10月	75,000		35,000	110,000
令和7年	11月	65,000		35,000	100,000
合計		625,000	215,000	420,000	1,260,000

※ 予定契約電力は、278kW とする。

※ 予定平均力率は、100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※ 休日とは、土曜、日曜、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいう。平日とは、休日以外の日とする。